

基本指針（案）Q & A（第2版）

Q 1) 「市町村は、四半期ごと等の都道府県が定める一定の期間ごとに、市町村計画の作成の進捗状況等を都道府県に報告すること」とされているが、「四半期ごと」が例示されている理由は何か。（第三の一の2(三)関係）

○市町村がニーズ調査結果や計画の検討状況等について都道府県へ報告する頻度については、地域の実情に応じて都道府県に設定していただくものである。なお、「四半期ごと」はあくまで例示であるが、その趣旨は下記のとおりである。

～25年末 ニーズ調査の結果報告(単純集計の報告)

～25年度末 計画に定める「量の見込み」の報告

～26年度第1四半期

(既存施設の移行希望調査等も踏まえ、確保方策について随時情報交換)

～26年度第2四半期 計画に定める「確保方策」の報告

Q 2) 市町村は、市町村計画の作成の進捗状況等を都道府県に報告することとされているが、報告様式例や、報告すべき事項などは国から示されるのか。

○計画作成時における市町村から都道府県への報告に係る様式や報告事項は、Q1の報告の時期と合わせて、基本的には、各都道府県において定めていただくものであり、国から一律の様式等をお示しすることは考えていない。

ただし、平成25年8月6日付け事務連絡別添「留意事項」二に記載のとおり、市町村が設定した量の見込みについては、国の参考資料として、その数値の提供を依頼する予定であり、その報告様式等については国から追ってお示しする。

Q 3) 基本指針では、市町村の計画策定に当たり、私立幼稚園の運営状況等を円滑に把握できるよう、都道府県は市町村に必要な支援を行うとされているが、具体的にどのような支援を行うべきか。また、たとえば、都道府県において把握している各幼稚園の在園児等を、当該幼稚園に断りなく、市町村に情報提供することは、問題ないのか。

○都道府県が把握している私立幼稚園の運営状況（例えば、幼稚園の在園児数、広域利用の状況）等について、市町村に情報提供すること等を想定している。一方で、こうした情報が関係市町村に提供されることについて幼稚園関係者が予め了知しておくことが、円滑な行政運営のためには望ましいと考える。このため、都道府県が私立幼稚園からこ

これらの情報を収集する際には、市町村に情報提供することやその後の取扱いについて、予め明示しておくことが望ましい。また、市町村に情報提供をするに当たっては、当該情報の取り扱い（どの情報をどのような場合に使用・公表して良いか等）に係る留意点について、都道府県と市町村との間で共通理解を図っておくことが必要である。

○なお、平成25年度においては既に都道府県による情報収集が終了していることから、市町村への情報提供につき事前に私立幼稚園の了解が得られていない場合には、都道府県から私立幼稚園に対し、改めて事前に了解を得ることが望ましい。

Q4) 量の見込みを設定する際に、「保育が必要な満3歳未満の子ども」だけ「0歳」「1-2歳」に分ける理由は何か。また、自治体の判断で分けないことも可能か。(第三の二の2(一)(3)、四の2(一)関係)

○子ども・子育て支援法では、認定区分ごとに「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされている。

基本指針では、こうした法律の枠組みを前提として、0歳児については、0歳児保育の政策的立場づけにより必要量が大きく変わることから、特に満1・2歳と区分して、「量の見込み」、「確保方策」を記載することとした。

○なお、都道府県は、市町村の基盤整備を支援する役割を担っており、都道府県計画の量の見込みに基づいて自ら基盤整備を行う立場には基本的にはないことから、都道府県の実情に応じて、「0歳」「1-2歳」を区分しないことも可能。

Q5) 「保育の量の見込み」算定における幼稚園の預かり保育の取扱い如何。(別表第二、第三関係)

○新制度においては、幼稚園の預かり保育を利用している場合について、①保護者の就労等により定期的に利用している場合については、2号認定を受けて2号定員を設定できる認定こども園等を利用すること、②それ以外の場合については、地域子ども・子育て支援事業の「一時預かり事業」の対象とすることを基本としている。

○このため、幼稚園の預かり保育の定期的な利用希望等については、別表第二の「二 法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども」において、「現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）」とするとともに、別表第三の「八 一時預かり事業」において、「小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼

稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）」としているところである。

- なお、既存の幼稚園の認定こども園への移行を見込むことが困難である場合や共働き家庭であって幼稚園の利用を希望する場合、幼稚園の預かり保育を定期的に利用する子どもが幼稚園に在籍することが考えられるが、この場合の取扱いについては、追ってお示しする。

Q 6) 一時預かり事業の量の見込みに関して、幼稚園の預かり保育を利用した日数を勘案することとされている趣旨如何。(第三の二の3 (一)、別表第三関係)

- 現行制度で私学助成を受けて実施している預かり保育の一部は、新制度では市町村の委託を受けて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の「一時預かり事業」に移行することを想定している。
- このため、一時預かり事業の量の見込みの設定については、別表第三の「八 一時預かり事業」において、「利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定」としているところである。
- また、量の見込みの設定に際しては、当然ながら、現在、保育所や地域子育て支援拠点で行われている一時預かり事業の利用状況や利用希望がベースとなることから、第三の二の3 (一)において、「現行の一時預かり事業に加えて、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を把握し」と記載しているものである。

Q 7) 支援法第 61 条第 2 項第 2 号において、市町村計画では地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとされている一方、法第 62 条第 2 項において、都道府県計画では記載することとされていないのはなぜか。

(教育・保育)

- 教育・保育については、「量の見込み」を教育・保育施設と地域型保育事業を通じて一体のものとして把握し、「確保方策」についても両者を一体的に定める。ここで、都道府県は、認定こども園及び保育所の認可・認定の際に、都道府県計画に基づき需給調整の判断を行うこととされている（認定こども園法・児童福祉法）ことから、市町村計画のみならず、都道府県計画においても、教育・保育施設及び地域型保育事業の双方について、

量の見込みと確保方を記載することとされている。

(地域子ども・子育て支援事業)

- 一方、地域子ども・子育て支援事業については、実施の要否等の判断は一義的に市町村が行うものであり、都道府県が都道府県計画に基づき判断、整備を行うものではないことから、子ども・子育て支援法上、記載事項とはされていない。

Q 8) 計画の確保方を定めるに当たって、ニーズ調査の結果にどの程度拘束されるのか。仮にニーズ調査で、小規模保育や家庭的保育に対するニーズが強いと分かった場合でも、確保方として保育所の新設・定員増を記載することは可能なのか。

- 市町村は、必要な保育を確保する義務があることから、新制度の実施主体として、必要量を確保するための基盤整備を行っていただく必要はあるが、教育・保育施設、地域型保育事業のどちらをどの程度整備するかは、必要量、地域の実情を踏まえた自治体のご判断であり、ご質問のような対応をすることは可能である。
- ただし、計画作成に当たっては、地方版子ども・子育て会議等における地域の関係当事者の議論を経ることが必要である。また、必要量を満たしていない限り、他の類型の教育・保育施設、地域型保育事業（Qの例では保育所以外）から認可、認定の申請があったときは、原則として、認可、認定すべきものであることに留意が必要である。

Q 9) 平成29年度末までに需給ギャップ解消を目指すこととされているが、地域によっては量のピークは平成29年度ではないのではないか。(第三の二の2(二)(1)、四の2(二)(1)関係)

- 国としても待機児童の解消は喫緊の課題であると考えており、新制度の施行を待たずに、待機児童の解消に取り組む地方自治体に対しできる限りの支援策を講じるため、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、「保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す」こととしていることから、各自治体では、これを踏まえて各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとしている。

Q 10) 確認を受けない幼稚園はどのように取り扱うのか。(第三の二の2(二)(1)・(二)(1)ア、四の2(一)(1)・(二)(1)ア関係)

○量の見込みについては、「確認を受けない幼稚園」も含める。

○確保方策については、確認を受けない幼稚園も「保育の必要性がない3歳以上の子ども」の教育の受け皿となっていることから、記載。

(参考)確認を受けない幼稚園を利用する子どもの数を量の見込みに含める理由

○いわゆる「1号認定」は、保育を必要とする子どもを除いた3歳以上の子どもの数を基本として定めるものであり(別表第二)、「確認を受けない幼稚園」を利用する子どもの数も当然に含めるべきものであることから、含めているもの。

Q 1 1) 認可外保育施設を確保方策として計画に記載して良いか。(第三の二の2(二)(1)、四の2(二)(1)関係)

○子ども・子育て支援新制度では、市町村が把握した「量の見込み」に対して、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業」により対応することが基本。

○ただし、「待機児童加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可化を支援しているところであり、当分の間は、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業」に加えて、一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている「認可外保育施設」による対応についても計画に記載することも可能とする。

※ベビーホテルのように、上記のような内容の支援を行っていない認可外保育施設は対象ではない。

(参考)

○なお、量の見込みの算出に当たっては、いわゆる「2号認定」「3号認定」は、現在の保育の利用状況(認可外保育施設の利用等を含む。)を基本として定めるものであり(別表第二)、認可外保育施設を利用する子どものうち保育を必要とする子どもを含める。

※上記のような内容の支援を行っている認可外保育施設に限らない。

Q 1 2) 指定都市、中核市、児童相談所設置市の作成する計画に、都道府県計画に記載すべき事項のうち盛り込むべきものが具体的にどれかを明確にしてほしい。(たとえば、認定こども園への移行を促進するための都道府県が定める数や、認定こども園の数値目標などは、どうか?)

○基本指針案第三の二において、指定都市、中核市、児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)にあつては、都道府県計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市等が処理することとされているものについては、市町村計画に盛り込むことが必要、としている。

○ここで「指定都市等が処理することとされているもの」については、大都市特例により、法令上、都道府県の権限を指定都市等が有しているものを想定している。

○具体的には、幼保連携型認定こども園・保育所の認可は指定都市・中核市が行うこととされていることから、幼保連携型認定こども園・保育所の認可に係るもの（第三の四の二（二）イ・ウの需給調整に関する事項）については、市の計画に記載していただく必要がある。

また、幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期（第三の四の三）についても、記載していただく必要がある。

○また、指定都市・中核市は、児童相談所の設置（児童相談所設置市以外の中核市を除く。）や児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設の設置認可（児童相談所設置市以外の中核市は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の設置認可を除く。）をすることとされており、「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策」を担っていることから、第三の四の五に掲げる事項のうち、必要なものを記載していただく必要がある。

Q 1 3）幼稚園・保育所の認定こども園への移行に係る特例に関して、供給過剰の地域においても、「都道府県計画で定める数」の上乗せを認めるのか。（需給調整よりも認定こども園への移行を優先するというのか。）（第三の四の二（二）（二）ウ関係）

○本特例は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするもの。

○したがって、供給過剰地域においても、認可・認定を可能とすることを前提としつつ、適切な需給状況が確保されるよう、既存施設の現在の利用状況等を勘案し、地方版子ども・子育て会議等における議論により透明性を確保した上で、「都道府県計画で定める数」を設定し、その範囲内で認可・認定を行っていただくこととなる。

※ 指定都市・中核市が、認可権限を有する「幼保連携型認定こども園」を認可する際には、「市町村計画で定める数」を設定することとなることに留意。

Q 1 4）次世代育成支援対策推進法の延長の見通しは怎么样了。次世代計画との関係をどのように考えればよいか。

○子ども・子育て支援法附則第2条第2項において、「政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

この延長の検討は、ワーク・ライフ・バランスの促進など、主に一般・特定事業主行動計画の取り扱いが中心となるが、「少子化危機突破のための緊急対策」（平成25年6月7日少子化社会対策会議決定）において「次世代育成支援対策推進法の延長・強化の検討」が盛り込まれたことや、先般取りまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書においても「その延長、見直しを積極的に検討すべき」とされたこと等も踏まえ、引き続き政府内部での検討を進めていく。

○次世代育成支援対策推進法に根拠を置く地域の子育て支援に係る財政支援は、平成27年度以降は子ども・子育て支援事業計画に基づくものに移行する。このため、平成27年度以降は、市町村におかれては、財政支援の根拠となる計画としては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成いただければ足りる。

○なお、子ども・子育て支援法に基づく財政支援の対象とはならない事業等であって、現行の次世代計画に記載しているものについて、市町村子ども・子育て支援事業計画の中に一体的に盛り込むか否かは、各自治体のご判断による。

※24年11月29日付けQ&A Q3 参照

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/h241129/kaitou.pdf>